

「旭川市総合計画策定に係る懇談会」ルールに関する取扱い（案）

- 1 会議の公開について
会議については、公開とする。
- 2 会議開催の事前公表
会議開催前に、「会議開催のお知らせ」を市のホームページに掲載するなど、あらかじめ公表する。
- 3 会議の傍聴等
傍聴者の定員は、会議の都度、会場等を勘案し事務局で定める。
傍聴希望者が定員を超えるときは、先着順に傍聴者を決定する。
また、傍聴ルールを次のとおりとする。

傍聴のルール

- 1 会議場への入場の際、受付簿にお名前などを記入してください。
- 2 会議は、静かに傍聴してください。
- 3 会議場において発言したり、委員の発言に対して、拍手その他の方法により賛否を表明しないでください。
- 4 ゼッケンやたすきを着用したり、旗やプラカードを掲げるなど、示威的行動はしないでください。
- 5 会議場において、許可なく撮影、録音その他これに類する行為をしないでください。
- 6 このほか、会議場の秩序を乱し、又は会議の妨げとなるような行為をしないでください。

- 4 会議資料の提供
配付または閲覧の方法により、傍聴者に対し会議資料を提供する。
- 5 会議録の作成
会議の記録については、発言者名と発言の要旨を記載した要点記録とし、内容については、座長の確認を得た後、これを公表する。
- 6 会議録の公表
会議録については、市のホームページに掲載するなどの方法により公表する。
- 7 委員名簿
委員名簿については、市のホームページに掲載するなどの方法により公表する。